

自動車事故に
新しいもうひとつの安心を！
共済金はあなた（契約者）に
お支払いします！



まごころ共済

（自動車事故費用共済）

補償内容

	負傷者が	
	契約者側の場合（契約車両の同乗者を含む）	相手側の場合 ※契約者側に過失がある場合にお支払いします
死亡事故共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき（1事故につき）	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計 300万円 までの自費をお支払 死亡臨時費用共済金（一時金として支給） 30万円
後遺障害事故共済金 （障害級別による）	300～12万円	300～12万円 算定された額を限度として自費をお支払
入・通院事故共済金 365日分または300万円限度	（1人あたり） 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院・通院合わせて1日最高18,000円	入通院臨時費用共済金 （一時金として支給） （3日以上通院または入院で、1事故につき） 3万円 左記の日額により 合計 300万円 までの自費をお支払

対物事故共済金特約 **3万円**
 （1共済期間内に1回）
 相手の車両などに損害を与えることにより共済契約者の経済的負担の額が2万円以上となった場合

車両事故共済金特約 **3万円**
 （1共済期間内に1回）
 自動車事故（自損事故を含む）、いたずら、台風などの事故により共済契約者の経済的負担の額が3万円以上となった場合

※契約者側に過失がある場合にお支払いします

車種別共済掛金

車種コード	車種	年払	月払
1	自家用乗用自動車	12,100円	1,210円
2	自家用軽乗用自動車	7,600円	760円
3	自家用普通貨物自動車（2t超）	19,600円	1,960円
4	自家用普通貨物自動車（2t以下）	16,600円	1,660円
5	自家用小型貨物自動車	12,100円	1,210円
6	自家用軽貨物自動車	7,600円	760円

（注）対物特約掛金年払1,000円（月払100円）、車両特約掛金年払2,100円（月払210円）を含みます。

県共済

愛媛県火災共済協同組合
TEL089-945-1313

FAX (089) 932-7602
 〒790-0001 松山市一番町四丁目1番2

取扱代理所

この制度の特色

- 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- 必要な費用：香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
- 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
- 事業者の場合は、共済掛金はすべて損金処理ができます。
- 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。
- 共済掛金の払込方法は、便利な預金口座振替です。

共済期間および責任の始期について

共済期間は、共済契約を締結した日の翌月1日の午前0時から1年とします。
責任の始期は、共済期間と同一とします。

運転者の範囲について

個人でご契約の場合

- ① 共済契約者
- ② 共済契約者の同居の親族
- ③ 上記以外の届出運転者（2名まで）

法人でご契約の場合

- ① 共済契約者（理事、取締役など）
- ② 共済契約者が雇用する者
- ③ 上記以外の届出運転者（2名まで）

個人事業所（屋号記載）でご契約の場合

- ① 共済契約者
- ② 共済契約者の同居の親族
- ③ 共済契約者が雇用する者
- ④ 上記以外の届出運転者（2名まで）

こんな時にこんなお支払いをします。

歩行者をはねて死亡事故を起こして

相手が死亡した。 → **300万円**（死亡臨時費用共済金**30万円**を含む）を支払い限度額として契約者が負担した自費をお支払いします。

衝突事故を起こして ※両特約に加入の場合

① 相手の車両に20,000円以上の損害があった。	① 対物事故共済金	30,000円	} 9万円のお支払い
② 自分の車両に30,000円以上の損害があった。 →	② 車両事故共済金	30,000円	
③ 相手1名が3日間の入院をした。	③ 入院臨時費用共済金	30,000円	

自損事故を起こして ※両特約に加入の場合

① 他人の財物に20,000円以上の損害があった。 →	① 対物事故共済金	30,000円	} 6万円のお支払い
② 自分の車両に30,000円以上の損害があった。	② 車両事故共済金	30,000円	

自分が追突されて

① 自分と同乗者1名がそれぞれ5日間入院をし、 ② その後10日間ずつ通院をした。 →	入・通院事故共済金		} 9万円のお支払い
	① 4,500円×5日×2人	45,000円	
	② 2,250円×10日×2人	45,000円	

※タクシー等の営業用車両やダンプカーなど、一部ご契約のできない車種もあります。

※対物事故共済金特約および車両事故共済金特約は付加しないこともできます。

※このパンフレットは共済制度の概要を説明したものです。詳しくは「約款・重要事項説明書」をご覧ください。